

# 令和6年度 大野城市人権政策審議会 第4回会議 議事録

日 時 令和6年12月4日（水） 10：10～10：45  
場 所 大野城市役所 本館2階 212会議室  
出席委員 見城会長 三苫副会長 坂本委員 佐藤委員 井石委員 北崎委員  
川邊委員 大林委員 安成委員  
事務局職員 〔人権男女共同参画課〕 永野課長 高地係長 村田主任臨床心理士

- 1 開会
- 2 委員自己紹介 各委員自己紹介、事務局職員自己紹介
- 3 議事

【事務局】 引き続き、第4回令和6年度人権政策審議会を開会いたします。  
はじめに資料の確認をさせていただきます。本日、6点の資料を配布しております。

- ① 会議の次第
- ② 大野城市人権政策審議会委員名簿
- ③ 大野城市人権政策審議会設置条例
- ④ 第3次大野城市人権教育・啓発基本指針  
新任の委員の方は冊子、継続の委員の方は抜粋版となります。  
次の2点は新任委員の方のみとなります。
- ⑤ 第3次大野城市人権教育・啓発基本指針に基づく実施計画
- ⑥ 第3次大野城市人権教育・啓発基本指針に基づく実施計画  
令和5年度進捗状況報告書

以上です。不足等ありましたら、お知らせください。また、チラシを2点同封しておりますので、最後にご説明いたします。

それでは「次第」に沿って進めさせていただきます。

次第1 各委員の自己紹介です。

はじめに、「次第」の1、「各委員の自己紹介」です。

新しいメンバーになりまして、最初の会議となりますので、五十音順に、井石委員さんから時計回りに自己紹介をお願いいたします。

（各委員自己紹介）

【事務局】 ありがとうございます。

つづきまして、事務局の紹介をさせていただきます。

（事務局自己紹介）

それでは、議事（会長、副会長の選任）に移ります。

本来、議事に関しては会長が進行するかたちになるのですが、まだ、決まっておりませんので、会長の選任に関しましては事務局で進行をさせていただきます。会長選任後、副会長の選任については、新たに選任された会長に議事をお願いしたいと思います。

お配りした資料③（大野城市人権政策審議会設置条例）をご覧ください。

会長、副会長の選任は、「大野城市人権政策審議会設置条例」第5条において、「審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。」と規定されておりますので、会長、副会長になっていただく方を決めたいと思います。

会長に関しまして、立候補、あるいは推薦がありましたら、お願いいたします。

【佐藤委員】 前期まで副会長を務めていらっしゃいました、大野城市共生ネットワークの見城委員にぜひお願いできればと思います。皆さま、いかがでしょうか。

【各委員】 （「意義なし」の声）

【事務局】 見城委員、お引き受けいただけますでしょうか。

【見城委員】 力不足ではありますが、わたくしでよければお引き受けいたします。

【事務局】 ありがとうございます。会長は、見城委員にお願いしたいと思います。新たにご就任いただいた見城会長にご挨拶いただきたいと思います。

【見城会長】 （会長あいさつ）

【事務局】 それでは、引き続きまして、副会長の選任に移りたいと思います。ここからは、見城会長に議事進行をお願いしたいと思います。見城会長、席のご移動をお願いします。

【見城会長】 それでは、副会長の選任についてですが、どなたか立候補、または、推薦はございませんでしょうか。

特に推薦、立候補のお声は無いようですので、私から提案をよろしいでしょうか。審議会の運営に当たり、専門的な知見からの助言をいただきたいと思いますので、三苦委員を推薦したいと思います。皆様いかがでしょうか。

【各委員】 （「意義なし」の声・拍手）

- 【見城会長】 三苦委員、いかがでしょうか。
- 【三苦副会長】 はい、微力かと思いますが、よろしくお願いいたします。
- 【見城会長】 それでは、三苦委員に副会長をお願いしたいと思います。  
新たにご就任いただいた三苦副会長にご挨拶いただきたいと思います。
- 【三苦副会長】 (副会長あいさつ)
- 【見城会長】 それでは、議事は以上となります。  
ここからの進行は、事務局にお返しします。
- 【事務局】 見城会長ありがとうございました。  
今回は、このあと事務局からの説明のみとなっておりますので、事務局のほうで進めさせていただきます。
- それでは、次第4 その他に移ります。① 審議会の所掌事務及び今後のスケジュールの説明です。お手元の資料③（大野城市人権政策審議会設置条例）をご覧ください。
- この審議会は、「大野城市人権政策審議会設置条例」に基づき設置されておりまして、第1条に規定するとおり「本市の人権に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために調査審議すること」を設置目的としています。
- 第2条に所掌事務についての規定があります。
- 第2条第1号には、「市長の諮問に応じて、本市の人権教育及び人権啓発に関する基本指針並びに当該指針に基づく実施計画の策定及び変更に関して調査審議し、意見を述べること」とあります。
- 現行の基本指針には、5年ごとの見直しを行うことを定めておりまして、次回の見直しは令和7年度の予定です。
- 次に第2条第2号には、「実施計画の進捗状況に関する年次報告書の内容についての報告を受け、必要に応じて、これに関する意見を述べること」とあります。
- これは、実施計画に掲げた各事業の担当課が、進捗状況報告書を作成し、それを審議会委員の皆様にご諮り、意見をいただいた事項について、担当課が回答するというやり方で、報告書を完成させていきます。今年度についても、前年度、令和5年度分の進捗状況報告書を作成し、市民に公開しています。
- 次に第2条第3号には、「その他人権に関する施策の推進における重要な事項について調査審議し、市長に意見を述べること」とあります。
- これにつきましては、基本指針及び実施計画に記載する事項以外に、調査審議を要する具体的な重要事項は、現在特に想定しておりません。

以上、審議会の役割について、条例の規定をもとに説明いたしました。

なお、今後のスケジュールですが、特に審議をお願いする事項が発生しなければ今年度中にお集まりいただくのは、今回のみと考えております。

来年度は、基本指針改定の年となりますので、計7回程度の会議の開催を予定しております。目安としましては、前半の3回程度で「進捗状況報告書」の内容等についてご審議をいただき、10月中旬頃からの後半の4回程度で、第4次版となる「基本指針」及び「実施計画」についてご審議をいただきたいと考えております。

ここまでで、何かご質問等ございませんでしょうか。

【各 委 員】 （「なし」の声）

【事 務 局】 所掌事務及びスケジュールについての説明については以上です。

ご質問等なければ、次に進みます。

②大野城市人権政策基本計画についてです。

「第3次大野城市人権教育・啓発基本指針」と指針に基づく実施計画につきまして過去の経緯を含め、その概要を説明させていただきます。

まず、平成12(2000)年に国が「人権教育及び人権啓発推進に関する法律」を制定し、各地方の実情に応じた施策を各自治体で定めることが地方の責務として規定されました。

これを受け、本市の最初の人権教育・啓発基本指針が、平成22(2010)年3月に策定されました。基本指針に基づく実施計画も翌年の平成23(2011)年5月に策定されました。

以来、平成28(2016)年3月に第2次の基本指針、令和2(2021)年3月には、現在の第3次基本指針が策定されております。

本日お配りしております「第3次大野城市人権教育・啓発基本指針」をご覧ください。

基本指針の内容につきまして、ご説明させていただきます。

2頁をお願いします。2の「性格と位置づけ」のところですか。この基本指針は市民一人一人が人権を尊び、あらゆる差別の解消と心豊かな社会の実現を目指していくための方向性を示すものであり、人権尊重の社会づくりの担い手は地域住民であるとの理念のもと、本市における人権教育・啓発の基本的方針を示すものとして策定されたものです。

指針の中身につきましては、戻って目次をご覧ください。

まず、第2章「1 あらゆる場における人権教育・啓発の推進」の項目です。

就学前、学校、家庭、地域、企業の5つの場における人権教育や啓発に関して、必要な事項のほか、押さえておきたい事項等についてまとめております。

そして、「2 人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進」の項目です。ここでは、どのようにして教育・啓発を総合的かつ効果的に進めていくか、3つの手法により、必要な事項をまとめています。

それから、次の第3章では、分野別施策の推進ということで、様々な人権課題が存在しますが、その中から1の「同和問題」から8の「働く人に関する問題」まで8つの課題について、現状、課題と今後の方針等を示しています。その他の人権課題につきましても、9の「様々な人権問題」の中で、今後の方向性等を示しております。

目次の最後のページに第4章「推進体制等」として、人権教育・啓発を進める市役所内や関係機関の推進体制や、社会情勢の変化に応じた点検や見直しについて示しています。

それから、もうひとつお配りした冊子が基本指針に基づく実施計画令和5年度進捗状況報告書でございます。これは、基本指針の内容を具体的な施策に落とし込み、各課の取り組みの進捗状況を掲載したものとなっております。

こちらの実施計画について、毎年度、進捗状況を取りまとめまして、当審議会に報告し、ご意見をいただくことにしております。どうぞよろしく願いいたします。

説明については以上です。何かご質問等ございませんでしょうか。

【各 委 員】（「なし」の声）

【事 務 局】 このほか、全体を通して、ご意見やご質問等はございませんでしょうか。

【各 委 員】（「なし」の声）

【事 務 局】 それでは、以上で本日の審議会を終わります。

【永野課長】（終わりの言葉）

#### 4 閉会